

平成 20 年 12 定 防災警察常任委員会

益田委員

それでは、今お話がありました、加藤委員からも話が出たんで、私もこの条例についてお聞きしたいんですが、私はこの条例の目指すところを否定しているものではありませんが、そこを最初に言っておかないと後でちょっとごちゃごちゃになっちゃうので言っておきますけれども、犯罪被害者に対し我々政治家という者は、真剣にその立場に立って考えなければならないと思っております。その問題と条例制定というのはすばっと、僕はストレートにつながってこないような気がしてなりません。というのは、先ほどから話が出ましたとおり、被害者基本法ができて、それで基本計画ができて、それで先ほどから、これは後でやりますが、給付金の話が出てきましたけれども、この給付金については担当課長が話していましたが、7月にそれなりに充実してきた、この条例が今目の前にある。さて、この条例は国の基本法律との関係をどういうふうに我々は理解すればいいのでしょうか、伺います。

犯罪被害者支援担当課長

この基本法でございますが、基本法の目的といたしまして犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もってその犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るという目的になってございます。その上で、犯罪被害者支援に関する地方公共団体の責務とともに、国及び地方公共団体が取り組むべき施策に関して網羅的に規定がされているところでございます。こうした基本法を踏まえた上で、条例案におきましては、いろいろ被害者の方々から御意見を頂いた中で日常生活の回復をするためのきめ細かい支援ですとか、あとその被害者を支える地域社会づくりと、こうした地方自治体としての観点を条例の基本理念等に位置付けるとともに、県として実施する基本的施策の方向性について整備し規定してございます。こうした意味で本条例は基本法を補完して、県として被害者支援を必要とする、よりきめ細かく支援を推進していくためのよりどころとなるものというふうに整理してございます。

益田委員

補完してという話があったんですがそれは置いておいて、条例には様々な種類の条例がありますが、私はこの条例の概要を見た時に、これはいわゆる理念条例だろうと思っておりますが、その点はいかがででしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

条例案には県として取り組むべき支援、基本的な施策の方向性を位置付けているところでございますが、ただ具体的な支援を規定している条例ではございません。その意味では理念的な条例と言えるのではないかというふうに思います。

益田委員

今、僕、余り条例のことをここで講釈受ける気はないんであって、このことが理念条例がどうかということをお教えしてもらえばいいのであって、今、理念条例とおっしゃったけれども、いわゆる国の法律があって、それを補完するために、神奈川県としてはこの条例が犯罪被害者にとって必要と考えているわけですね。

犯罪被害者支援担当課長

これまで条例制定以前に、当然県としては既存の施策で適応できるような施策を犯罪被害者支援のための施策として提供してきたわけですが、いろいろ御意見を頂いてその支援施策の充実を図って、きちっと将来にわたって、しっかりと犯罪被害者支援に取り組んでいくと、こういうことをしていくための法的なよりどころとして条例を制定したいという判断をしたところでございます。

益田委員

いわゆる国の法律とは違うところは具体的にどこなわけ。

犯罪被害者支援担当課長

まず第1点目といたしましては、基本法の方は先ほども申したとおり、地方公共団体も含めて実施する施策をかなり包括的、網羅的に規定しているわけですが、そういう中でより一層鮮明に、県としては具体的に日常生活を回復していくために、例えば法律相談ですとか日常生活支援ですとか、こういったことをきちっとやっていきますという方向性を、施策の方向性を規定してございます。

あと、もう1点は、なかなか国の基本法の中では、被害者の方々を支える地域社会づくりという点につきましては、いわゆる国の法でございまして、そういった観点はなかなか見込めないという中で、そこも条例の中で明確にして、要するに県民全体で被害者を支える地域社会をつくっていくという、こういう方向性をきちっと明記したところでございます。

益田委員

だからって条例にしなくてもできることではないの。今までだってそれに近いメニューだとか、それで使われてきた人たちはいるわけですし、その条例というのは極めて重い問題であって、だから受動喫煙の条例だってあれだけでもめているわけよ。これ、僕らがつくったら責任あるわけだよ。この人たちに対する条例をつくってはいけないという意味ではないのよ、僕が言っているのは、そういう意味ではないからちょっと聞いてほしいんだよ。

とにかく法律では大きく抜けている部分があるから、網の目がでか過ぎて条例が下からすくうんですよ。こういうことが条例化というのは必要だと思うんだよ。また、それにしたって今までだってやってきてる、さっき140項目とか何とか言っていたけれども、いろいろやっているわけでしょう。ただそれをまとめるだけじゃないの。県民の御協力を皆様方理解してやってくださいということを言うのであれば、こんな大げさな条例ではなくていいんじゃないの、そんなこと、みんなで助け合っていくというのは、当然と僕は思っているのよ。

だから条例というものの重さからいって、この理念条例、正に理念条例ですよ。それを今ここでつくって、本当に被害を受けた方たちはこの条例ができることによって助かったというふうになるのかどうかということについては僕は疑問なんだよ。だから聞いているわけね。

それで、次に聞くけれども、いわゆるこの財政上の措置というのは19条にあるよね。これ非常に重要なところで、それでこの中に、ずっと読んでいくと、いわゆる経済的負担の軽減という項目が11条にありますね。先ほどからも国のいわゆる基本法が非常に時間がかかるとか何とかという話があったけれども、時間がかかるからその間につなぎの何か、いわゆる融資とかその方たちに対するサービスを県民に対してする。こういうことが経済的負担の軽減ということを書いてあるわけ。そうではなくて、県が独自に予算化して、例えば国が100やっていると、県はこの神奈川県民については犯罪被害者になった方に

については 110 の、プラス 10 の何かをやってあげますと、こういうことなのか、このところをちょっと説明して。

犯罪被害者支援担当課長

条例に位置付けでございます経済的負担の軽減でございますが、現在におきましても、例えばこれは大きなものではございませんけれども、例えば交通遺児、交通事故に遭われた遺児の方々に対する授業料等の軽減の援助みたいな施策ですとか、あと警察の方で性犯罪被害者の方々や、その司法解剖時につきましての経費の負担ですとか、こういった施策をもう既に一部行っております。

そういったものに加えまして、犯罪被害者の方々、有識者の方々から御意見をいただいておりますのは、その国が行っている給付金ではなかなか対応できないような、被害直後の対応ということで、県として施策を充実させていく必要があるという御意見を頂いているところでございまして、現在施策の実現に向けて検討しているという状況でございます。

益田委員

御意見をいただいているというのは僕は分からない。僕が言っている意味は、経済的な負担の軽減ということを条例の中でうたうんだから、条例の中に書かなくていいけれども、頭の中に今僕が言ったとおり、国は 100 ですよと、うちは 110 ですよとか、若しくは国は何日かかりますけれども、何日間はつながなければならない、それは条例で決めなければそのお金は出ないの。条例ではなくてあなた方が自分たちの中の施策として一つ決めればそのお金は出るのではないの。条例でなければ駄目なの、それを答えて。

犯罪被害者支援担当課長

施策ということで実行は可能だとは思いますが、ただやっぱりこういうことも含めまして、被害者に対する支援を、県としてしっかり今後行っていくという基本的な方向性を条例として位置付けたいというふうに考えてございます。

益田委員

そうなんだよ。施策としてできるんだよ。そんな大げさに大上段にかぶって条例だなんていって、そんなのかえって言われた方が重くてしょうがないよ。

知事は全国初の条例だと言っているんでしょう。全国初ということはほかのところはやっていないということだよ。僕も取材したんだよ。もっとフットワークよくやった方がいいと思うんだよ。だからいいよ、その人たちに対する条例をつくるなと僕言っているのではないのよ。もうちょっと中身を将来的に考えた方がいいよ。先ほど計画はこれからちゃんとしてつくりますと言うけど、本来ならそこら辺までちゃんと考えておいてからじゃないの、あなた方は逆なんだよ、発想が。条例をつくるか計画をつくるかどっちが先かは別にしてよ。条例をつくるときには計画というのは素案くらいなければ条例なんか出すんじゃないよ、そんなの。おれたち議員を何だと思っているの。検討しようがないじゃない、そんなの。違いますか。僕はそう思っているのよ。僕の意見何か間違っていたら言ってよ。

犯罪被害者支援担当課長

県といたしましても、昨年から有識者の方々からの御意見を頂きまして、条例の基本的な方向性ですとか、県として充実すべき施策の方向性について御議論いただいて、こういったことを踏まえて検討しているというところでございまして、全く県の中だけで考えているということではなくて、そうしたところの御意見を踏まえながら施策の充実を図って

いるというところでございます。

益田委員

県が勝手に考えているとは言っていないんだよ、僕は。条例として出てきたからには、出すときにはそのくらいのことがちゃんと頭に入れておやりになった方がいいですよ、そうでなかったら、矛盾点1個1個言ったらたくさんあるよ。1個1個本来なら精査し、条例なんて簡単になんか通りませんよ、本来。そうじゃない。だって、法律なんだから県における。それを出ました、分かりました、何かタイトルがいいからいいですねというわけにいかないじゃない。だからそれを僕は言いたいだよ。もうちょっと延ばしたら、検討して。もう1回ぐらい検討した方がいいと僕は思うんだけども。

これ来年4月1日からやろうとしているよね。何で来年の4月1日なの。

犯罪被害者支援担当課長

有識者懇談会ですとか、それから被害者の方々の御意見を頂きまして、今、先ほど来申し上げてきているように、県として充実すべき施策について検討しているところでございます。条例の施行とともに、そういった充実した施策も含めて4月1日からきちっと被害者の方々に提供していくということを考えているところでございます。

益田委員

充実した施策ということになると、今度の予算案にはちゃんと出てくるのね。

犯罪被害者支援担当課長

県として今後充実していくべき施策に関しましては、現在そういう形で来年度予算を踏まえて検討しているところでございますので、2月の議会の際には予算案として、そういったことをやっていくかということについては検討をお願いしたいと考えてございます。

益田委員

あのね、こういうふうに経済的支援をしてあげる、あげるという言い方が大変失礼なら、すべきだ、我々としてはね。それが2月に予算でちゃんと何とか考えますよみたいな、施策のことを言っているのではないのよ。どれくらいの予算を組むのかということが頭になくて、僕は4月1日というのはたまたまこれ12月の定例会で通ったら4月1日から施行できると思っているだけと。僕は非常に人が悪い人間で、悪いけれどもそう思っている。あなた方の発想は予算化して本当にどういうことをメニューとしてやってあげるといふものを全部出して、その中で今度条例を決めたからこういう特徴のある予算を組むんですというものが、だって今予算のことが頭にないわけないじゃないの、あなた。そういうものをちゃんとした上で、僕は条例を出すべきだと思っているんだよ。条例出したら委員会で審議するから確かにいいんだよ。だけれども僕は丸のみできないね。だって何もないんだもの、裏に。理念条例だからと言えばそれまでだけれどね。それで全国初だと言うんだらう。全国初、えらいもんですね、これ。

何の特徴があって、僕たち議会がこのことを本当に真剣に議論して通さなければならないの。予算が頭の中にある。これから考える。そんなの僕は通せないということをおくよ。通るわけじゃない、そんなの。予算もない、何もない、具体的なものがない条例をつくったって何の意味があるのよ。国の法律があるんだよ。これは1階と2階があって中2階を今、つくろうとしているというふうに僕は思うよ。国の法律があってそれで足りるような気がするんだよ、後はあなた方が施策をつくれればいいのではないか、施策で

対応できると言ったんだもの。違いますか。

犯罪被害者支援担当課長

先ほど来申し上げておりますように、基本的な既存の施策に対しては既に被害者の方々に提供できるような形で、今進んでいるところでございますが、それに加えてこういったところを充実させていくというところを、今検討しているところでございます。そういう意味で条例をつくりまして、きちっとした総合的な形で支援を提供していくと、こういう体制ができるのではないかとということでございます。

益田委員

条例をつくったら具体的に何と何が、今考えてる施策以外のことができるの。条例で補おうとしているわけでしょう。

犯罪被害者支援担当課長

いろいろ御意見を頂いた中で、先ほど申し上げた生活資金の貸付制度のような新しい経済的負担の軽減の制度ですとか、あとこれも一部既に実施をしているわけではございますが、弁護士等による法律相談の充実ですとか、精神的なカウンセリングの充実、またその付添いなどの生活支援。こういったところは今一部やっているわけではございますが、もう少しきちっと充実した形で被害者の方々がちゃんと適用できるように、更に受けられるような、そういう形をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

益田委員

条例ができないと、今言ったようなことは充実できないわけですか。

犯罪被害者支援担当課長

条例にこういった施策の基本的な方向性をきちっと明記いたしまして、県として来年度だけではなくて、これから将来にわたってきちっと、それを実施していくという、こういう考え方を条例で規定したいというふうに考えております。

益田委員

条例がなければそれはできないんですか、と聞いているんだよ、僕は。

条例がなければ今言ったことも充実できないし、いわゆる安全防災局として施策として築き上げて予算化できないし、条例がなければできないんですよということなのかどうなのかということを知っているわけ、今僕は。条例がなくてもできるんじゃないの。

犯罪被害者支援担当課長

単年度ということで考えますと可能かとは思いますが、やはり先ほど来申し上げているように、将来的にきちっと被害者支援を県としてやっていくという意味で、その条例が必要だという点と、やはり行政の取組だけではなくて、被害者を支えていくために県民の方々、事業者の方々、いろんな方々が一緒になって被害者を支えるという、こういうことをきちっと条例を通じて、そういう枠組みをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。そういう意味で条例が必要だと判断してございます。

益田委員

単年度がどうかって、それは毎年やればいいんだよ。行政は継続性だとあなた方よく言うじゃない。それと条例とどう関係があるの。条例制定するのに。

それから後の方の問題についてはパンフレット等で随分やっているわけでしょう、今までだって、いろいろ。県民の皆様方、みんな協力してやってくださいと言っているのではないの。何で条例がなかったら住民の皆様方協力してくれないの。どうして。

犯罪被害者支援担当課長

やはり県として犯罪被害者支援に取り組むという強い姿勢ですとか、それから意思を表明して、それを県民の皆さんにきちっと御理解いただくためには、やはり条例という形で議会の議決をいただいて、その上で県民の皆さんとともに支援に取り組んでいくということが必要であるというふうに考えてございます。

益田委員

あなただけ本当に申し訳ないね。ついてなかったんだよ、今回その担当についているから。

条例を議決するとかしないとかという話ではないんだよ。条例というものの重さというものを言っているわけ、僕が言っているのは。だから施策はいろんなことでやれるんだったらそれはそれでやっていけばいい。なぜ僕がこういうことに固執するかというと、前がんの条例を議会からどうですかとか、文化芸術振興条例、今できたけれども、これはどうですかと知事に行った時に、そんなものは今までの規則だとか、真ん中にいて本気になってやる人がいれば条例なんか必要ないと言ったんだよ。言ったの。これだってやる気があればできるじゃない。それが頭にあるから僕言っているんだよ。

何か決定的な、条例化しなければ、こういうことでその被害者の方たちに手を差し伸べられないとか、決定的にこういうことがあるんですよといったら、それは条例としてはつくらなければならないだろう。今までの施策をうまくまとめてサービスの向上をするようにとか、そんなことが条例を制定する理由にならないでしょうと僕言っているんだよ。しかも、今も出てきたように、病院等への付添いなんていうのが出ているけれども、これはかなり具体的にやらないと、県が何できるの。市町村ではないの、このようなことは。もしかしたらもうちょっと違う団体ではないの、民間の。こういうことを条例でつくっておいて、いきなりぎゅっと縛って、こういうふうに条例で決まっているんだから、あなた方やってくださいよと、本末転倒だと思いますよ。

だから、この条例、本当に大丈夫なの、付添いだとかつくっちゃって。県が責任持ってやれるの。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者支援の条例に基づく支援の推進につきましては、県、それから警察、そして民間支援団体が一緒になって一体となって力を合わせてやっていこうとしてございます。民間支援団体にはそういうノウハウもございますし、もう既に一部やってございます。ただ、やはりそういうことに関しまして、県といたしましても、民間支援団体をバックアップする形でこういったものを実現させていきたいというふうに考えてございます。

益田委員

あのね、条例つくとね、こういうことであなた方やってくださいと言うんだよ。今みんな目一杯協力してくれているんだよ。今度はかなり義務化されるわけだよ。おれたちが条例通したら、そうでしょう、民間団体とか市町村は。だからそんな条例をおれたちは、ばっと通せるかというのはそこなのよ。下までがちっと縛っちゃうようなものを。あなた方は理想論を書いてあるからいいけれども、現場でやる方は大変なんだよ。病院まで付き添っていくとか何とかってき。いいよ、そのことが悪いと言っているのではない。だから

そういうことをちゃんとすべて調整が終わったのか、そういういわゆるやってくれそうな団体だとか、市町村だとか、そういうことを十分に僕やっているように思えないんだよ、この条例に出てくることについて。例えばこれ警察署長のことも出てくるかよね。警察署長のことも、20条の(1)、これは県警本部は了解しているのね。

犯罪被害者支援担当課長

第20条に規定してございます、この推進体制の整備でございますけれども、これ実は既にもう現在各警察署単位で、その被害者の方々にきめ細かい支援を行うための団体ですとか機関、企業等の参加を得てネットワークが組織されているところでございます。逆に言いますと、こういったところをきちっと条例に位置付けていただきたいということにつきましては、警察の方からも御意見を頂いて、位置付けたところでございます。

益田委員

警察の方から言われて位置付けたというけれども、ぱって聞くとおおそうかとかいうなるけれども、そういう問題ではないんだね、これ。警察から言われたとか言われなかったか、警察がやるのは当たり前の話だよ、あなた。犯罪被害者のそういう方たちに対しては。だから、そのこと自体がもう屋上屋を重ねているんだよ。屋上屋を。

警察がやるべき仕事を条例で決めてくれなかったらやりにくいとか、条例で決めてくれたらやりやすいとかということ聞いて、はい、入れましょうと、そんな条例はないんじゃないの。いろんなところにいろんな条例があるけれども。だから国には法律があり基本計画があり、それで今具体的なものが動いているのに何で今これなんだと。項目一つずつ見ていったら本当にできるかなと。今の予算の、特に大事なものは、条例つくったら予算に反映してこなければ意味がないのよ。特にこういう問題は犯罪被害者の方たちが向こうにいらっしゃるわけだから。そうでしょう。

だから、そういう予算だとか将来に対する計画だとか、そういう屋上屋を重ねて、今言った警察の取組は屋上屋かな、そういった問題をきちっと整理しなおしてからもう1回提案した方がいいのではないかと思うけれども、どう。

安全防災局次長（安全・安心まちづくり担当）

今いろいろ委員の方から御指摘いただきまして、確かに計画、これさえきっちりやって推進すれば、そのとおりで、委員御指摘のとおりできるものと私も認識しております。ただ、法律等、屋上屋を重ねますが、4年前のちょうど12月ですけれども、法律ができました時に、犯罪被害者というのは権利を有するんですよという権利が認められたわけでございます。そこで、4年のこの状況を見ますと、なかなか一般的には犯罪被害者が権利があるとは認められていないのが現状だと思います。裁判でもこの12月から初めて被害者の参加制度ができましたけれども、これすらも裁判の当事者ではございません。裁判の当事者はもう御存じのとおり裁判官と検察官と被告人、被害者は当事者でございます、意見を言える立場が認められたということですのでけれども、まだまだ権利というには非常に遠い状況でございます。

したがって、そこにもう一つ法律では、先ほど担当課長が申しましたように、地方公共団体は責務があります、犯罪被害者の支援をしていく責務があるというふうに法律で規定されておまして、これら2点も踏まえまして、計画だけでは、計画を立てれば確かにおっしゃるとおりに推進していくことは可能でございます。やはり施策の推進については、やはり我々も含めて県が自ら責務があるんですよということを条例によって、県民の皆様方に宣言をし、そして犯罪被害者の方々も権利があるんだということを具体的に、いろいろな施策を通じて、それを我々も当然県としてそれを認識しながらやりますというよう

なことを宣言していくことが大変重要ではないかということ踏まえまして、今回条例を提案させていただいて、よろしく御審議いただきたいということでございます。

益田委員

責務だとか何とかというのは法律の範ちゅうで、網羅されているんだよ。その方たちに対して法律ができたんだよ。だから僕は条例が中2階になって、おかしくなってしまうのではないのというのはそこなんだよ。

今お答えになったことは法律の範ちゅうで処理できているはずであって、今県として責任持ってやりますなんていうなら違う宣言すればいいじゃないの。僕はおっかないのは条例つくって、下に丸投げするわけだよ、条例決まったなら。だから市町村の協力も当然やるべきですというようなことを主張しているんだよ、これが。

極めて善意からでなければならぬ、しかも相手に対する思いやりや、愛だとか慈悲だとかというところからでなければならぬ条例でなければならぬじゃないの。そうではないの。おれ、それ言っているんだよ。だから法律でちゃんとなっているんだから。恩着せがましく規定はこういうふうにありますよなんて、宣言する必要なんかないのではないの。宣言するんだったら別の宣言書をつくって、もうちょっと中身もちゃんとして、そして本当に犯罪被害者の方たちがこうやって決めてもらって良かったと、神奈川県はこういう特徴のある、我々に対する手の差し伸べ方があるというふうにやったらいいと僕は思うんだけど、いつまでも議論が行ったり来たりになるから、最後で、まあいいや。そうおれは思っているわけ。おれの考え方違うかな。

安全防災局長

委員のお話を聞かせていただきまして、施策の充実についてはおっしゃるとおりの部分もあるというふうに思っております。

県がひとりよがりという形ではなく、様々な場面で犯罪被害者の御意見、それから関係者の御意見等伺って、懇談会でもいろんな意見を頂いて取りまとめているという状況がございます。具体の措置につきましては、きちっとその推進計画をつくり、予算についても反映できるように、現在調整をしているところであります。また、この条例につきましては、やはり外にきちっと、我が県も犯罪被害者に対する思いを表し、そして、犯罪被害者の方々のための施策を展開するよりどころという形で考えているところでございますので、是非御理解をいただきたいというふうに思います。

益田委員

局長が答えたらもう何も言えないわけだよ。それ以上後ろいないんだから。だから、この条例を通すか通さないか賛否の時のおれの態度で示せばそれでいいだけのことだからいいけれども、本来ならちょっと休憩してもらって、言っていることがぐるぐる回っているから、もう1回やってもらいたいんだけど、休憩入れちゃうとずっと今夜は夜中になったって終わらない。条例ってそういうものだよ、本当に。

何回も言うけれども、条例つくったら、ある意味で縛られるのがあるということなんだよ。あなた方簡単にこうだこうだといってやっているけれども、縛られる側があるんだよ、条例で。そうでしょう、だって、そうでなければ条例の意味ないんだもの。縛られる側の意見をちゃんと聞いたんですかと、聞いちゃいないってよ、そんな。

本来はそうすべきですよ、条例つくるのに。しかも市町村と協力すると出ているわけでしょう。市町村の問題については、国が法律で余り明りょうになってないわけだよ、そうだよ。だから市町村の問題入れているわけだよ。市町村がかぶってくる話になったら市町村の担当者とか首長さんとか、ぎっちりやって、そういう条例ならばさも真剣にやらな

ければ、これは大変だよ。スタートはみんな善意から出発するんだよ、この話は。その人たちをどこかに置きちゃおうかと思っていないんだよ。だけれども、仕事として受ける市町村の側はそうはいかないという問題があるわけでしょう。しかも付添いだ何だって、こんな民間団体の協力も得なければならぬわけじゃない。それでこんな乱暴な条例がばっと出てきて、思想がいいですからいいですねなんてわけにいかないだろう。おれら議員として何考えてんだとなっちゃうよ。本当に。おれはそう思っているよ。議員として僕は自負心持っているから。

だから、そんな乱暴なのやめた方がいいと、もう1回きっちり練り直して、直すところは直して、今踏ん張らなくなっちゃっていいんだから。別にこれをつぶしちゃえと僕言っているのではないんだから。練り直してきっちりしてある程度の素案みたいな形にして、もう1回きちっとした案をつくった方がいいということ、僕申し上げておくよ。本来なら僕、ここで委員長に言って止めてもらってやってもらいたいよ。止めちゃうとまたえらいことになるからさ。

だから、どういうふうに賛否するか分からないけれども、少なくともこんなお粗末な条例、お粗末というのは中身よ。目指す目的は僕は大事だと思っているんだから。そこを否定しているのではないから。間違えないでね。

こんなお粗末な、全国初の条例だなんて、一方では知事は真ん中にいる人が真剣になってやれば条例なんかつくらなくなっちゃっていいと言ったことがあるんだから。それこそ、あなた方ど真ん中の人じゃないの。全国初の条例、それで何、議会で審議してさっさと通せ。何だ、おれたち議員というのは。それを言いたい。それだけ僕言っておく。

あと今日いろいろな質問を考えていたけれども、これ以上やっちゃうとぐちゃぐちゃになっちゃうだろうし、僕は置いてきぼりくおうと何だろうと、採決の時は採決で自分の態度を明確にしておくけれども、何回も言っていくよ、僕はこの条例の目指すものは決して否定しないけれども、余りにも中身が詰まっていない条例については、僕は賛成しにくいなということだけ意見を言って、僕の質問は終わります。

益田委員

公明党でございますが、定県106号議案の神奈川県犯罪被害者等支援条例につきまして、先ほど質疑をいたしました。推進計画の策定や財政上の措置等もうちょっと詰めるべきところがあるというふうに思っておりますし、特に市町村が相互に連携、協力して推進しなければならないという項目がございますけれども、この点も十分踏まえてやっていくべきだということで継続を主張したいと思っております。したがって継続を主張いたします。

定県121号議案については賛成でございます。以上でございます。